

回答様式

福島県復興祈念公園指定管理者の募集に関する回答書

令和 7 年 8 月 8 日

福島県土木部まちづくり推進課長

質 問 及 び そ の 回 答

質問 1. 募集要項の第 5-5、利用料金収入の算出表積算の根拠をご教示願います。

回答 1. 募集要項に添付の別紙「復興祈念公園維持管理運営費算出書(2. 年間収入(想定))」のとおりです。

利用料金については、施設の利用によって生じる費用（会議室の場合は施設の減価償却費や電気料金及び清掃費用等、多目的広場の場合は施設の巡視・清掃費用、移動用機器の場合は機器の費用や保険料及び電気料等）に対し、想定される利用日数等を勘案し、算出しております。また、想定の間年利用日数等については、近隣施設等の実績や移動用機器を導入している国営公園の実績を基に算出しております。

質問 2. 募集要項の第 5-5、業務遂行に係る経費について、参考価格として県からの委託料 276,089,340 円と記載がありますが、上限額の有無についてご教示願います。

回答 2. 上限額はございません。

ただし、募集要項第 9-3 のとおり、収支計画（経費の縮減等）を選定基準としております。

質問 3. 募集要項の第 5-6、「物価高騰の影響による委託料の更なる増額分を見込まずに作成」とありますが、実際に物価高騰による影響が生じた場合の対応をご教示願います。

回答 3. 物価高騰の影響等により、委託料を変更すべき事情が生じた場合は、その都度協議することとします。

質問 4. 募集要項の第 7-2、複数の法人等で構成されたグループによる申請の場合、次の事項をご教示願います。

(1) 構成員の要件について

(2) 規約等の策定とありますが、協定書形式でよろしいでしょうか？

(3) 規約等（協定書）における必須記載事項について

回答 4.

(1) 構成員の要件は、募集要項第 7-2 のとおりです。なお、各構成員については、募集要項第 7-1-(1)～(7)のいずれにも該当しない法人等としてください。

(2) 規約等は、協定書形式で構いません。

(3) 規約等（協定書）における必須記載事項はありませんが、「福島県建設工事に係る共同企業体取扱要綱」を参考にしてください。

質問 5. 募集要項の第 8-4、申請の提出書類で、登記事項証明書や県税等の滞納がないことの証明書の原本提出について、正本と副本の両方に原本が必要か、それとも正本のみ必要で副本は写しで良いか、お伺いします。

回答 5. 副本に添付する証明書等は写しで構いません。

質問 6. 令和 8 年 4 月 1 日の開所前に、支出が必要な費用については R8 指定管理料に積算すべきでしょうか。また、別途令和 7 年度中に予算措置がされるのでしょうか、お伺いします。

回答 6. 令和 7 年度中に事前準備で支出が必要となった費用については、「土木工事標準積算基準（令和 7 年 1 月 20 日）」に基づき、一般管理費に減価償却費等が含まれているものとして、令和 8 年度以降の各年度の支出に計上してください。

質問 7. 募集要項の第 9-4-（2）、指定管理者候補団体の決定時期は令和 7 年 11 月上旬までとなっておりますが、管理運営に必要な物品調達に要する期間が半年程度かかる事案への対応をご教示願います。

回答 7. 令和 8 年 4 月 1 日から業務を行えるよう必要な物品を調達してください。

質問 8. 基本仕様書編の第 6、管理運営体制について、次の事項をご教示願います。

- （1）令和 8 年 4 月 1 日の開所日から業務を開始する場合、一定の準備期間を要するものと考えますが、その対応について
- （2）事務機器の搬入、設置の対応について
- （3）業務運営のマニュアルの習得について

回答 8.

- （1）事前準備は、基本協定締結後に県と協議の上、着手してください。
- （2）事務機器の搬入・設置は、基本協定締結後に県と協議の上、行ってください。
- （3）業務運営マニュアルの習得は、事前準備において、管理運営に必要となるマニュアル等を作成し、県と協議の上、職員への周知・教育等を実施してください。

質問 9. 基本仕様書編の第 7、植栽管理業務、清掃管理業務など日常行う管理業務が規定されていますが、作業員の休憩等の場所はどのように考えているのか、お伺いします。

回答 9. 作業員の休憩等の場所は指定管理者で確保して下さい。なお、管理棟内の事務室は使用可能です。

質問 10. 基本仕様書編の第 7-3-（5）、公園内のパークガイドツアー事業の要領等があれば、お示し願います。また、「常時、受け入れられる体制を確保すること」となっていることから、一定の人員確保が必要であると考えられます。その人員数等を算定する上でガイドツアーの規模や、実施のイメージをご教示願います。

回答 10. お示しできる要領等はありません。

パークガイドツアーは、自主事業のため、規模や実施内容等は指定管理者が検討し、事前に県と協議してください。

質問 11. 基本仕様書編の第 7-3- (5) 、公園内のパークガイドツアー事業に係る「経費は委託費に含まれません。」とありますが、運営に係る経費は県が別途予算を充てるのか、参加者から料金を徴収するのか、それとも指定管理者が自らの負担で行うのか、お伺いします。

回答 11. 公園内のパークガイドツアー事業の管理運営に係る経費については、県から別予算の充当はありません。また、参加者から料金を徴収するか、指定管理者が自らの負担で実施するかは問いませんが、事前に県と協議してください。

質問 12. 基本仕様書編の第 8-1-(5)、園内で使用する飲料水、トイレ洗浄水及び散水は、すべて水道事業者から直結された水でしょうか。また、園内の貯水槽の有無についてご教示願います。

回答 12. 公園内の水道は全て直結された水です。また、公園内に貯水槽はありません。

質問 13. 基本仕様書編の第 8-1-(5)、水道法の遵守が求められている旨の記載があります。これに伴い、水質検査の実施は必要でしょうか。必要な場合、検査の実施回数および検査項目についてご教示願います。

回答 13. 管理棟や各トイレ棟については、水道法や建築物における衛生的環境の確保に関する法律に該当しないため、水質検査は不要となります。

質問 14. 別紙の復興祈念公園維持管理運営費算出書、2. 年間収入（想定）の（1）～（3）の各使用料金収入の積算について、「減免に関する取扱基準」が示されていますが具体的にどのような利用を想定して見込んでいるのかご教示願います。

回答 14. 「復興祈念公園維持管理運営費算出書(2. 年間収入(想定))」の積算における利用の想定については、「回答 1.」のとおりです。

質問 15. 基本仕様書編の別紙 2、都市公園利用料金の減免に関する取扱基準（2）、「住民自治会等がコミュニティーの維持のための会議等の用に供するとき」とありますが、「住民自治会等」の「等」にはどのようなものが含まれるのかご教示願います（双葉郡にある団体で「等」に含まれないのはどのようなものでしょうか。一般住民の方のコミュニティー維持のための利用は全て減免となると考えてよろしいでしょうか）。

回答 15. 基本仕様書編の別紙 2、都市公園利用料金の減免に関する取扱基準（2）1-2「住民自治会等がコミュニティーの維持のための会議等の用に供するとき」については次にあげる使用で、利益を上げない場合に限ります。

（1）住民自治会または町村会が主催するコミュニティーの形成・維持のための会議

（2）住民自治会、NPOまたはその他の団体が主催する復興・復旧に向けた住民向けの説明会、研修会、座談会、講演会等の行事

質問 16. 詳細仕様書編の第 1-1- (7) 、ロボット芝刈り機の機器を制御する配線等の設置について、設置時期、設置位置、費用を誰が負担するのか、お伺いします。

回答 16. ロボット芝刈り機の機器を制御する配線等の設置位置については、図面番号 4/18 のとおりであり、供用開始までに県負担にて設置予定です。

質問 17. 詳細仕様書編の第 4-1-(1)、日常点検の記載がありますが、設表-2 には、日常点検の記載がありません。どちらが正しいでしょうか、お伺いします。

回答 17. 維持管理数量一覧表【設表-2】が正になります。
詳細仕様書編第 4-1-(1)を修正します。

質問 18. 詳細仕様書編の第 4-2-(1)、日常点検、週点検と記載がありますが、設表-7、9 には日常点検、週点検の記載がありません。どちらが正しいでしょうか、お伺いします。

回答 18. 維持管理数量一覧表【設表-7, 9】が正になります。
詳細仕様書編第 4-2-(1)を修正します。

質問 19. 詳細仕様書編の第 4-2-(2)、日常点検、2 月毎点検、3 月毎点検、6 月毎点検と記載がありますが、設表-6 には、月点検、3 ヶ月に 1 回及び年 1 回と記載されています。どちらが正しいでしょうか、お伺いします。

回答 19. 維持管理数量一覧表【設表-6】が正になります。
詳細仕様書編第 4-2-(2)を修正します。

質問 20. 「質問 17、質問 18、質問 19」の点検について、常駐員による簡易点検で良いのか、もしくは、専門技術者による点検が必要かなど、各点検の内容をご教示願います。

回答 20. 関係法令及び詳細仕様書に基づき、適切に実施してください。

質問 21. 詳細仕様書編の第 4-2-(1)、各給排水衛生設備および空気調和設備の容量、メーカー等の仕様についてご教示願います。また、地下ピットの個数と位置も併せてご教示願います。

回答 21. 衛生器具の仕様は M-11 図、空調設備の仕様は M-19 図のとおりです。また、エアコンはダイキン工業(株)製、換気扇は三菱電機(株)製であり、地下ピットは、トイレ部分です。同様に、各トイレ棟の仕様については M-14 図のとおりです。

質問 22. 詳細仕様書編の第 4-2-(1)、年点検の内容に、水質検査行くと記載があります。検査対象、個数及び検査項目をご教示願います。

回答 22. 「回答 13.」のとおり、水質検査は不要です。
詳細仕様書第 4-2-(1)を修正します。

質問 23. 詳細仕様書編の第 4-5-(3) 作業内容 (ア) では、合併処理浄化槽の保守点検が各トイレ棟：1 回／3 ヶ月となっていますが、維持管理数量一覧表 P 11 では、北側トイレ棟が月 1 回となっています。どちらが正しいのでしょうか、お伺いします。

回答 23. 合併処理浄化槽の保守点検については、維持管理数量一覧表【設表-9】が正になります。
詳細仕様書編第 4-4-(3)を修正します。

質問 24. 維持管理数量一覧表の数量表（受変電・電灯設備）について、受変電設備の単線結線図、各配電盤の図面及び配置図をご提示願います。

回答 24. 管理棟は E-10、E-11、E-12 図のとおり、各トイレ棟は E-03、E-04 図のとおりです。また、その他エリアについては図面番号 4/18～7/18 および 9/18～11/18 のとおりです。

質問 25. 維持管理数量一覧表の数量表（通信・弱電設備）について、通信・弱電設備の仕様詳細及び簡略図をご提示願います。

回答 25. 管理棟は E-16、E-17 図のとおり、各トイレ棟は、E-05 図のとおりです。また、その他エリアについては図面番号 4/18～11/18 のとおりです。

質問 26. 維持管理数量一覧表の数量表（通信・弱電設備）について、電話交換機の有無、電話機の台数、誰が設置するのか、お伺いします。また、弱電設備の点検に電話交換機及び電話機の点検は含まれるのか併せてお伺いします。

回答 26. 管理棟において電話交換機はありません。電話モジュラージャックについては、E-17 図のとおり整備予定です。指定管理者にて電話機等の必要な機器を設置してください。また、弱電設備の点検に電話交換機及び電話機の点検は含まれておりません。

質問 27. 維持管理数量一覧表のその他付帯設備保守管理表について、太陽光発電設備の容量、メーカー、設置位置に関する情報をご教示願います。

回答 27. 仕様は、E-19、20、21、22 図のとおりです。太陽光モジュールは、京セラ(株)製、パワーコンディショナーはオムロンソーシアルソリューションズ(株)製です。また、太陽光モジュールは、管理棟屋根上です。

質問 28. 福島県復興祈念公園の施設一覧の施設配置図：照明設備で、駐車場、トレイルの照明が設置されています。施設の利用時間は、9：00～17：00 を想定（基本仕様書編 P 1）していますが、全体で相当数の照明灯具があることから、施設毎の点灯時間の想定があれば、ご教示願います。

回答 28. 管理棟西側の駐車場の照明は、明るさに応じて自動で点灯・消灯します。

その他の駐車場・トレイルの照明については、明るさに応じて自動で点灯しタイマーにより消灯します。消灯時間は有料公園施設等の利用終了後を想定していますが、具体的な時間については県と協議の上、決定してください。

質問 29. 公園のオープニングイベントがある場合、受託者の役割、費用負担について、ご教示願います。

回答 29. 令和 8 年 4 月 1 日以降にオープニングイベントを含め、県がイベントを実施する場合、基本仕様書編第 7-3-(4)のウに基づき、指定管理者は県等が実施する行事等へ協力してください。なお、費用負担については、協議の上、決定することとします。

質問 30. 監視カメラの有無についてご教示願います。また、監視カメラが設置されている場合は、設置位置、個数、点検について、併せてご教示願います。

回答 30. 監視カメラの設置はありません。

質問 31. 詳細仕様書編の第 1-2 薬剤散布方法について、芝生、樹木に散布する薬剤の具体的な種類、数量が記載されておりません。御教示願います。

回答 31. 薬剤散布については、詳細仕様書編第 1-2 に適合する薬剤を選定の上、適切な量で薬剤散布等を実施してください。

質問 32. 詳細仕様書編の第 1-9 樹林地等の除草及び下草刈について、水辺の広場エリアの
人力除草作業時の保護する植物の有無について記載がありません。外来植物を除草対
象としていると考えますが、具体的に保護する植物があれば御教示願います。

回答 32. 水辺の広場エリアの除草対象は、周辺環境に影響を及ぼす恐れのある外来種等を想
定しています。その他、仕様書に定めがない事項等については、詳細仕様書編第 9 の
とおり県と協議願います。

質問 33. 詳細仕様書編の第 1-8 (2) 播種について、年 2 回播種とありますが、対象となる植
物の種類、時期が記載されておられません。種類・播種の時期をご教示願います。

回答 33. 詳細仕様書編 第 1-8-(2)に記載のとおり、草花の種類及び時期については、県と協
議の上、決定してください。

質問 34. 詳細仕様書編の第 1-6 (3) 1-9 (2) 灌水について、水の支給の有無、支給の場合、
給水箇所はどちらになるでしょうか。御教示願います。

回答 34. 管理棟及び各トイレ棟にて給水可能です。
なお、水道料金は指定管理者の負担となります。

質問 35. 復興祈念公園維持管理運営費算出書、植栽管理の芝生・裸地・湿地・その他管理そ
れぞれに記載あります処分費（刈草）の処分先はどちらを想定してますでしょうか。
御教示願います。

回答 35. 処分費（刈草）の処分先については、運搬費と処分費を勘案し経済的な処分先への
運搬を想定しています。